原動機付自転車の排気量変更届出書

（あて先） 津市長

令和　　年　　月　　日

納税義務者（所有者）	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
対象車両	車名	
	型式	
	車台番号	

上記原動機付自転車を下記のとおり、排気量変更いたしました。
このことについての質問等には速やかに回答し、一切の責任を負うことを誓約します。

改造受注者	住所（所在地）			
	氏名（名称）	※自署でない場合は、記名と押印が必要です。		
原動機の形式番号	変更前		変更後	
内径×行程（㎜）	変更前	×	変更後	×
総排気量（cc）	変更前		変更後	
変更理由	□ エンジンの載せ替え □ エンジン内部のボーリング □ 改造キットの取り付け □ その他（下欄の作業内容に詳しくご記入ください。）			
作業内容				
使用した部品、購入先 ※部品はメーカー、商品名、型番まで記入してください。				

改造した原動機付自転車の登録について

原動機付自転車を改造し、登録するときは、原動機付自転車の「排気量変更届出書」の提出が必要です。

この書類には、納税義務者の記名に加え、改造受注者の自署（または記名と押印）が必要となります。問題が生じた場合、責任が問われることがありますのでご注意下さい。

・エンジンを載せ替えた場合は、載せ替え前と後のエンジン番号を記入してください。
・ボーリングをした場合は、排気量の計算式を正確に記入してください。
・改造キットを取り付けた場合は、キットの名称を記入してください。

≪注意≫

虚偽の申告は罰せられます。

書類チューンという登録が最近はやっています。当市では、原動機付自転車の排気量変更届出書の提出により標識の交付を行っていますが、車両が未改造で、偽って改造車両の登録をした場合、違法となります。

改造による２人乗りはできません。

本来、原動機付自転車は、オートバイメーカーが安全性、耐久性等あらゆる面から試験を繰り返し、国土交通省に生産許可を取っているものですので、改造行為により制動力、安全性等の減少が顕著となります。

市役所は原動機付自転車の排気量に応じて課税をしているものであり、２人乗りをしたり、制限速度を60㎞／hで走行して良いという許可をしたわけではありません。道路交通法でも、座席が２人用で手すりがなければ違法となり、警察官に制止されますので、走行にあたっては改造前と変わらないということをご理解のうえ登録されるようお願いします。